
○議長（木下一己君） ただ今から、平成27年第2回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 近藤八郎 議員及び2番 宮澤清士 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 町長所信表明が行われます。

町長。

○町長（谷 一之君） 所信表明を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、統一地方選挙後、初の議会定例会を招集いたしましたところ、時節柄何かと御多用の折にもかかわりませず、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今定例会は、私が初めて担う町政の政策的な補正予算として計上させていただくものであります。そして、議案としては、その補正予算を含め、条例案件6件、単行案件5件、予算案件7件、同意案件4件、報告案件2件の計24件でございます。その他、行政報告も6件行います。それぞれ提案内容については提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛等賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、初の町政を担うに当たり、志と信念を抱きながら所信の表明をさせていただきます。

本日、この意義ある定例会に当たり、私の町政執行に対する所信の一端を申し上げ、議

員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

議員の皆様には、先般行われました厳しい選挙戦の結果、御当選の栄に浴されたことに対し、改めて祝意を申し上げます次第でございます。

私も町民の皆様の温かい御支援と御理解を賜り、無投票にて当選の栄に浴したことは、大きな喜びであり、感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところであります。

下川町の開拓から 115 年、先人の築いた財産と歩みを礎として、町民の皆様、議員各位、職員とともに、我が町下川町の更なる発展を実現するため、積極的な施策展開を図り、地域づくりを進めてまいります。

さて、内閣府が 5 月 27 日に発表した月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とされておりますが、地方ではいまだ景気を実感する状況には至っていないと感じているところであります。

このような状況の下、サンルダム建設事業の進捗により、本町の経済状況は、若干明るい兆しはあるものの、いまだ厳しさが続いているとともに、人口減少、少子化など多くの課題が山積しており、「地域経済の活性化」と「町民福祉の向上」が、最重点課題であると認識しているところであります。

施策につきましては、第 5 期下川町総合計画を基本に、「環境未来都市」などの選定をはじめ、「地域再生計画」認定などの優位性を生かすとともに、国が進めている「地方創生」、「総合戦略」などに係る各種施策の実施を好機と捉え、下川町が自立し、発展し続けるため、「まち・ひと・しごと」づくりなど積極的に施策や事業の展開を図り、地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

私のまちづくりの基本概念は、「いっしょに創ろう！しもかわの歴史と未来！」であり、第 1 として、既存産業と新たな企業に対する支援を行い「潤いと活力のあるまち」を創ること。第 2 として、子供からお年寄りまで、安全安心で、生きがいを持てる「幸せ日本一のまち」を創ること。第 3 として、人材育成や人材誘致に積極的に取り組み「住民が主役で、活躍のできるまち」を創ること。以上の 3 点を下川町のあるべき姿として、「今と未来のしもかわづくり」を行い、「幸せ人口」の増加を目指すものであります。

具体的には、公約である「120 の約束」を、五つの社会循環であります「経済の循環」、「資源の循環」、「暮らしの循環」、「情報の循環」、「人材の循環」の視点で、各種施策を毎年検証しながら、積極的に地域づくりを進めてまいります。

まず、「経済の循環」であります。

本町の基幹産業である農業、林業、商工業につきましては、それぞれにおける課題について振興策に取り組み、着実に成果を挙げつつあると考えておりますが、更なる地域活性化に向けて、後継者や担い手の確保、上名寄地区の集住化住宅や研修施設整備、6 次産業化など、力強い産業づくりを進めてまいります。

次に、「資源の循環」であります。

本町の地域資源である木質資源を活用し、バイオマスによる熱電併給事業の着手に向けた取り組みを推進するとともに、森林資源を生かした付加価値、高価値産業の創出を図るなど、地域の資源を活用した魅力あるまちを創ります。

次に、「暮らしの循環」であります。

子供からお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、高齢者の見守り・支え合い等サポート体制の充実強化、介護予防等高齢者支援及び子育て支援の充実に努めてまいります。

また、町民が安心して暮らせるための医療機関として、医師及び看護師等医療スタッフの確保に努め、充実した医療を提供するなど、「優しさと幸せ」のあふれるまちを創ります。

次に、「情報の循環」であります。

「広報しもかわ」の充実や全戸に設置している行政情報告知端末の更なる利活用を検討・実施するとともに、各種審議会、委員会の在り方等を検討・見直しし、町民の皆様の情報共有と行政への参加を促進してまいります。

また、地域の情報を積極的に発信するなど、「人と人」の豊かなコミュニケーションを創ります。

次に、「人材の循環」であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、教育委員会との連携強化が規定されたことから、総合教育会議において、大綱の策定、重点的施策等について協議し、教育施策の充実に努めてまいります。

また、児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた育成のために、教育環境の充実を図り、魅力ある学校づくりを進めるとともに、町民の皆様が健やかで充実した生活を送るために、生涯学習の推進に努めてまいります。

自治基本条例に基づき、町民が主役となるまちづくりを進めるため、地域内コミュニティ活動の活性化を図り、自治能力の高い地域づくりを進めるなど、「町民が主役」で活躍できるまちを創ります。

地方分権の進展、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況など、職員の課題解決能力向上が求められていることから、職員の能力向上や組織全体の士気高揚を図り、住民サービスの向上を図るため、人材育成基本方針の策定及び人事評価を実施してまいります。

次に、「健全財政の堅持」であります。

各種施策を効率的・効果的に展開するためには、計画的な財政運営が重要であります。

第5期下川町総合計画に基づき、計画的な施策推進と行政評価等により、常に施策・事業を検証し、事業効果を挙げるよう最善の努力をしてまいります。

また、効率的で効果的な行財政運営を展開することが重要であることから、次期「下川町行政改革大綱」を策定し、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、今定例会の提出案件における補正予算では、さきの第1回定例会において、平成27年度予算編成方針の中であつたとおり、町長・町議会議員の改選期に当たり、当初予算について基本的には政策予算を含めない骨格予算編成となつたところであり、

したがって、今回の補正では、政策的予算を中心に、補助事業採択に係るもの、早急に対処すべきもの、町民の要望に基づき実施するもの、明年度以降の事業に支障の来すことのないよう措置するものなどを計上いたすところでございます。

主な補正内容につきまして、総合計画の基本目標ごとに御説明申し上げます。

はじめに、基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

入院患者数の増加に伴い、処置に必要な医療器機の購入と、長期にわたって使用している器機を随時更新してまいります。

また、消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給してまいります。

次に、「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」では、町民会館児童室の空調装置取付等工事及び町民スポーツセンターにボルダー壁を設置してまいります。

次に、基本目標「安全に安心して暮らせる生活環境づくり」であります。

公園整備では、市街地に位置する安原公園の整備を進めてまいります。

道路・橋梁では、旧下川木工場横の町道 24 線に歩道を設置してまいります。

また、今年度から橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の補修を行ってまいります。

次に、基本目標「地域資源を活用した産業づくり」であります。

農業では、新たに食育の普及啓発と推進を目的とした事業を実施するほか、半養液土耕栽培の資材等費用の一部助成や飲雑用水施設のろ過砂等取替工事を実施してまいります。

林業・林産業では、事業者等が行う高性能林業機械等整備や生産流通体制強化施設整備に対する支援を実施してまいります。

また、山村活性化支援交付金事業として、町内民間事業者等と連携して、広葉樹材の利用発掘や木灰の地域内利用、森林バイオマス原料供給の事業構築など、地域資源を活用して、所得の向上や雇用の増大に努めてまいります。

鹿等野生動物については、農林業被害の軽減として、有害鳥獣被害対策協議会に対し、計画的な捕獲頭数確保のための支援を実施してまいります。

商工業では、中小企業振興基本条例に基づき、空き店舗対策、事業承継、経営基盤強化などを促進し、地域の活性化を図ってまいります。

また、誘致企業に対する支援を推進するとともに、特産品等の販売促進やふるさと納税の促進などにより、都市企業・団体との経済交流を推進してまいります。

地域資源活用では、地域資源を活用した集落の維持・活性化に向け、総務省「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の採択を受け、地域の活性化に向けたプランづくりを検討するとともに、日常生活支援機能と地域産業を振興するためのモデル事業に取り組んでまいります。

次に、基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。

各種説明会等における託児サービスを実施し、町民の皆様の町政への参加を推進してまいります。

次に、「効率的で効果的な行財政運営」であります。

公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の現状把握や将来に向けた公共施設の在り方を町民の皆様とともに検討してまいります。

以上、町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、私は、これから下川町の未来に向かって、町民の皆様とともに「日本一幸せなまち・しもかわ」を創るために、「信念と情熱」をもって行動する決意ですので、下川をこよなく愛する町民の皆様、そしてその意思を代表する議員各位におかれましては、町政の推進に対してなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信表明といたします。

○議長（木下一己君） 以上で、町長所信表明を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 行政報告を行います。
町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を申し上げます。

国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用した地域消費喚起及び生活支援の実施について、御報告を申し上げます。

現在、国では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生に係る様々な施策が講じられているところであります。

このうち、国の平成26年度補正予算による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」は、地域における消費喚起策や生活支援策に対して国が支援を行うものであり、本町においても、エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情を踏まえ、この交付金を活用して「プレミアム商品券発行事業」及び「低所得者等向け灯油購入助成事業」を実施いたします。

まず、「プレミアム商品券発行事業」でございますが、町内における地域消費喚起のために下川町商工会が行う「ふるさと商品券」の発行に対し、20%のプレミアム分を支援するものであります。「ふるさと商品券」は、1セット12,000円分の商品券を、10,000円にて、合計5,000セット発行し、7月1日から下川町商工会において販売が開始され、使用期限は本年12月末までとなります。

次に、「低所得者等向け灯油購入助成事業」でございますが、エネルギー購入費の多くを占める家庭用灯油について、低所得の高齢者世帯等の経済的負担の軽減を図るため、町民税が非課税の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対し、1世帯当たり10,000円分の灯油購入助成券を配布するものであります。こちらにつきましては、対象となる約350世帯に対し、7月1日から役場保健福祉課等において申請の受付及び助成券の配布を行います。

本町といたしましては、これらの事業を通じ、町民の皆様の消費意欲を刺激し、町内での消費を喚起することにより、町の経済活性化を図るとともに、経済的負担を軽減することにより生活の支援を図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告いたします。

二点目でございます。

下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、御報告いたします。

市町村が策定する地方版総合戦略については、平成26年に制定、施行された「まち・ひと・しごと創生法」において、国、都道府県が策定する総合戦略を勘案して、市町村の区域の実情に応じた、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

この法律の施行に伴い、市町村は、平成27年度中に、2060年を基本とする「人口ビジョン」、平成27年度から平成31年度を期間とする「総合戦略」の策定が求められており、

これに対して国は、「情報支援」、「財政支援」、「人的支援」を切れ目なく展開するとしております。

当町においては、昨年度、役場内に町長を本部長とする「下川町まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、本年3月の第1回定例会において行政報告をさせていただき、総合戦略策定に向けた準備を進めているところでありますが、6月3日に本部会議を開催し、方針等を定め、本年10月をめどに策定することを指示したところであります。

策定に当たっては、将来人口の分析と展望を行いつつ、「人口規模が持続する地域」、「住民の幸福度が高い地域」を目指し、第5期下川町総合計画の重点政策である「産業の振興と雇用の創出」、「少子高齢化社会に対応したまちづくり」、「森林共生低炭素社会の創造」、「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」、「持続可能な地域社会実現のための地域力向上」を政策の柱として、将来目標及びその具現化のための施策、事業の検討を行ってまいります。

また、第5期下川町総合計画の「前期基本計画」期間が、平成26年度で終了したことに伴い、平成27年度から平成30年度を計画期間とする「後期基本計画」を本年度中に策定する考えであります。また、「総合戦略」と整合性を図りながら、併行して進めてまいります。なお、総合戦略並びに総合計画後期基本計画の策定過程においては、町民の皆様への説明や御意見をいただく機会をできるだけ設けるなど、町民の皆様の御理解と御協力をいただき、策定を進めてまいりたいと考えております。

議員各位、町民の皆様におかれましては、特段の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

三点目でございます。

下川町特用林産物栽培研究所の運営状況について、御報告申し上げます。

平成26年4月から菌床椎茸の栽培事業を開始して1年が経過したところでございます。

平成26年度につきましては、菌床製造数が108,713床、この菌床をもとに栽培した椎茸の生産量は38.8tで、売上額につきましては、生シイタケが2,739万円、乾燥シイタケが99万円、合計で2,838万円となりました。

販路は、「森産業株式会社」への出荷をはじめ、「株式会社 道北藤田生鮮市場」及び「株式会社 西條」など、近隣スーパーへの出荷も増加傾向にあります。

シイタケの生産過程における技術提供については、キノコ業界トップの企業である森産業株式会社と「菌床シイタケ生産事業に関する協定」を締結し、異変等が発生した際、適切なアドバイスを受けられるなど、サポート体制を構築しております。

また、現在、栽培ハウス2棟でシイタケを生産しておりますが、今年度、もう2棟を増棟し、併せて選別作業などを行う作業棟も整備することにより、年間93tの生産が可能となります。

今後とも、シイタケの安定供給と作業の効率化を図り、特用林産物栽培研究所の円滑な事業推進と地場産業の振興に努めてまいりますので、議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

四点目でございます。

平成26年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.2にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額63億3,995万円、歳出額61億2,824万4,000円で、差し引き2億1,170万6,000円となりますが、繰越明許費繰越財源充当額4,243万円を控除し、決算積立金として8,470万円を「財政調整積立基金」に積立いたしましたして、残る8,457万6,000円を平成27年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額1億7,227万円、歳出額1億6,961万3,000円で、差引き265万7,000円を平成27年度に繰越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額1億893万4,000円、歳出額1億249万円で、差引き644万4,000円となり、このうち決算積立金として、「簡易水道施設基金」に323万円を積立いたしましたして、残る321万4,000円を平成27年度に繰越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億4,124万7,000円、歳出額4億2,650万4,000円で、差引き1,474万3,000円となり、このうち決算積立金として「介護給付費準備基金」に30万円を積立いたしましたして、残る1,444万3,000円を平成27年度に繰越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億2,100万5,000円、歳出額3億910万円で、差引き1,190万5,000円を平成27年度に繰越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額5億7,085万8,000円、歳出額5億4,606万7,000円で、差引き2,479万1,000円となり、このうち決算積立金として1,300万円を積立いたしましたして、残る1,179万1,000円を平成27年度に繰越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額6,290万9,000円、歳出額6,213万9,000円で、差引き77万円を平成27年度に繰越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額6億3,812万5,000円、支出額6億7,852万2,000円で、差引き4,039万7,000円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は3億1,911万8,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額1,995万6,000円、支出額2,851万9,000円で、差引き856万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました、平成26年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査を受け、その監査意見を付して、次期定例会に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、行政報告といたします。

次に、五点目でございます。

平成26年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」につきましては、下川町・足寄町・滝上町・美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能を生かし、地域の活性化を図るため、平成20年度から平成22年度までの3年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組を行ってまいりました。

こうしたなか、信頼性と信憑性を担保し、さらなる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に、地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところであります。

平成 26 年度の企業等協賛金収入につきましては 624 万円で、協議会の諸経費などを差引き、4 町に配分され、下川町は 125 万円の配分を受けております。

平成 21 年度から平成 26 年度までの企業等協賛金は、総額 1 億 4,265 万円となり、諸経費を差引き、総額 1 億 430 万円が 4 町に配分され、下川町は 3,316 万円の配分となっております。

今後におきましても、これまで以上に、4 町の連携を強化し、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通して、森林バイオマス活用による地域の活性化を積極的に図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

最後、六点目でございます。

平成 26 年度 一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉事業の平成 26 年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度により運営されております。まず、一点目に利用実績を報告させていただきます。

平成 26 年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が 704 人減の 7,418 人、日帰り利用者は 781 人減の 80,763 人で、総体では 1,485 人減の 88,181 人となっており、1.7%の減少となりました。

二点目に、事業収入は平成 6 年度から 1 億円の大台を超えており、平成 26 年度におきましても総額で 1 億 3,328 万円となりましたが、前年度に比べ 620 万円の減となっております。

三点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産増加額は 160 万円となり、前期繰越正味財産額を含め 3,134 万円となっております。

収支につきましては、長引く景気の低迷、仕入価格の高騰など、厳しい社会情勢にありますが、徹底した諸経費の見直しを継続するなどの経営努力によりまして、全体で 160 万円の正味財産の増加となっております。

次に、産業クラスター推進事業の概要ですが、新たな産業の創出等を目指し、調査・研究・販売促進など産業振興や、地域づくりに向けた取組を実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進、森林バイオマスの活用等に関する調査研究、バイオマスの有効活用に関する実証事業等の実施に伴う調整のほか、行政視察の受入れや空家等活用推進事業への支援、地域産品を活用した新商品開発や販路開拓など、基幹産業の振興や雇用の創造に関する総合的な取組を行っております。

また、地域学「しもかわ学会」の運営や、カルチャーウイークエンドしもかわ 2014 の開催を通し、新しい地域文化・社会を創造し、誇りと自信の持てる個性的で魅力ある地域づくりを支援しております。

収支につきましては、事業収入が町交付金のほか、国・道補助金、受託料なども含めまして総額で 6,136 万円、また、事業執行に伴う支出総額は 8,748 万円となっております。

その結果、当期正味財産額は 2,612 万円の減額となり、前期繰越正味財産を含めた正味財産は 4,452 万円となっております。

五味温泉事業、産業クラスター推進事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、平成 27 年度の五味温泉の経営の見通しであります。景気は緩やかな回復基調が続いているとされますが、経済全体、特に本道においては依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、産業クラスター推進事業につきましては、新たな視点に立った産業づくりや、地域活性化のための総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

以上、六点につきまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 1 号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

地方税法等の改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立を図るために必要な税制措置等を講じるものであります。

主な改正内容につきましては、課税限度額の引上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充などについて所要の改正を行うもののほか、地方税法等の改正に伴い、関係条文の整理を行うものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容につきまして、説明資料により説明させていただきます。

事前に配付いたしました、議案第1号説明資料「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」を御覧いただきたいと思えます。

本改正につきましては、国の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と日本経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むための税制措置を講じるため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、関係する条項において、下川町国民健康保険税条例の一部の改正を行うものであります。

はじめに、限度額の引上げであります。

高齢化の進展等により医療費が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、中間所得層の負担に配慮し、保険税収入を確保することを目的に、課税限度額の引上げを行うものであります。

内容につきましては、基礎課税については現行の51万円を52万円に、後期高齢者支援等課税額については現行の16万円を17万円に、介護納付金課税額については現行の14万円を16万円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、低所得者に対する軽減措置の拡充であります。保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するための軽減措置につきまして、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に^{じょう}乗すべき金額について現行の24万5,000円を26万円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者の数に^{じょう}乗すべき金額を現行の45万円を47万円に、それぞれ引き上げるものであります。

具体例を説明いたしますと、下段に夫婦二人と子供一人の三世帯の計算例を記載しております。

5割軽減の場合、基礎控除33万円に加算される被保険者に乗する金額が現行の24万5,000円から26万円になることにより、5割軽減対象所得額が106万5,000円から111万円に引き上げられます。

また、2割軽減の場合は、基礎控除33万円に加算される被保険者の数に^{じょう}乗すべき金額が現行の45万円から47万円になることにより、2割軽減対象所得額が168万円から174万円に引き上げられ、それぞれ軽減措置の対象者が拡充されることになるものであります。

適用年度は、それぞれ平成27年4月1日適用としております。

以上申し上げまして、下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要についての説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第7 議案第2号「下川町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第2号 下川町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町民会館に図書室を移転したことに伴い、閉架書庫として利用していた2階「視聴覚研究室」を改修し、2階「研修室」として貸館するため、使用料を規定している別表第1を改正するものであります。

公民館旧図書室等改修事業は、工期を9月30日までとし、「旧図書室」を本町のスポーツ文化でありますノルディックスキの展示を中心とした「多目的室」及び「教育長室」、「物品庫」に改修するとともに、閉架書庫として利用しておりました2階の「視聴覚研究室」を改修し、「研修室」として貸館するものであります。

以上を申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛を賜りたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長(木下一己君) 教育課長。

○教育課長（下村弘之君） 議案第2号 下川町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、お手元に配付されております議案第2号説明資料「新旧対照表」及び「平面図」により御説明申し上げます。

本案は、公民館旧図書室改修工事に伴いまして、閉架書庫として利用しておりました2階の視聴覚研究室を改修し、2階研修室として貸館するため、使用料を規定している別表第1を改正するものでございます。

公民館旧図書室等改修工事につきましては、6月10日から9月30日までを工期として実施するものであります。

説明資料の図面を御覧いただきたいと思っております。

2ページが1階の「旧図書室」と「託児室」であります。これを「多目的室」、「教育長室」、「物品庫」に改修するものでございます。

中央の左上に「多目的室1」と記載してあります部分、旧図書室の図書を閲覧していたうちの62.2㎡をノルディックスキージャンプを展示する多目的室に改修するものでございます。

中央より右下に「教育長室」と記載してあります部分、旧託児室と閲覧していた部分の一部41.74㎡を教育長室に改修するものでございます。

図面の左下になりますけれども、旧図書室の受付などの部分26.23㎡を物品庫に改修するものでございます。

次に3ページにまいりまして、2階につきましては、閉架書庫として利用しておりました視聴覚研究室を改修し、研修室として貸館する部屋に。映写調整室につきましては改修して物品庫とするものでございます。

新旧対照表に戻っていただきたいと思っておりますけれども、2階の所で、「視聴覚室」の次に「研修室」を加え、使用料は他の貸室と同様に4時間以内「206円」、4時間を超える1時間につき「51円」と規定するものでございます。

また、3階の「会議室B」の次に「小会議室」がありましたが、平成8年のエレベーター設置の際に、設置場所として小会議室を閉鎖していることから、今回整理するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 二点ほど…私も初めてなったものですから、確認をしたいんですけども、一点目は、今回の改修場所…特にノルディックスキージャンプの展示場所でございますけれども、以前に検討する段階で、例えば、下川にはふるさと交流館もあり、それからジャンプハウスは今どのように展示されているかちょっと把握しておりませんが、いずれにしてもあの場所を展示施設として利用しないで他の会議室等に利用するというよう

な議論の経過があったかどうか。その点をお聞きしたいと思います。というのはですね、公民館は御承知のとおり2階以降が全て貸室になっておりまして、あのようエレベーターまで設置して高齢者や障害者にも対応しておりますけれども、やっぱり1階に利用しやすい会場があると、もっとスムーズに利用が進むのではないかなという思いがあったものですから、そういった議論の経過が当時あったのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育課長。

○教育課長（下村弘之君） 公民館の旧図書室の改修時におきましては、総合計画審議会、あるいは社会教育委員会、その他の会議の中で検討したところでございます。

下川町はジャンプの町ということで、そういったものが近くにないということで…ジャンプハウスと交流館に小規模な展示はしてございました。そういったものを多く見せるために公民館に置いたらいいんじゃないかという議論がありましたことから、今回、改修しているものでございます。

それで、今後、ジャンプハウスにあるものにつきましては引き上げて、公民館に展示するものでございます。以上です。

○議長（木下一己君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第3号「下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、日程第9 議案第4号「下川町短期入所生活介護等事業条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第4号 下川町短期入所生活介護等事業条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームあけぼの園の居住費及び滞在費基準額等について、省令改正により条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、これまで居住費及び滞在費については金額で規定しておりましたが、省令改正による厚生労働大臣が告示する居住費及び滞在費基準額の改定により、速やかに料金改定が必要なことから、「厚生労働大臣が告示する額」と改めるものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） あけぼの園長。

○あけぼの園長（松野尾道雄君） それでは、私の方から、議案第3号並びに第4号説明資料によりまして、御説明をさせていただきます。

説明資料の1ページに表で整理したものがございまして、2ページ、3ページ、4ページにわたりまして新旧対照表を付しております。

まず1ページ目の「介護保険居住費等利用者負担額段階別調書」、こちらを御覧いただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、本表の上の方にA、B、C、Dと振っておりますが、このCの部分のみの改正でございます。

「居住費 多床室」…この部分が改正になっております。なお、居住費というものにつきましては、直近の家計調査におきまして、光熱水費の額を勘案して定めております。なお、その他、多床室の入所者に対しての室料相当負担…いわゆるホテルコスト…これらを合算して今回改定になったものでございます。

第1段階の方でございしますが、従前から「0円」、今回も「0円」ということで変更はございません。現在58名の入所者の方がおりまして、ここに該当する方が、昨年度の保険料段階等で勘案してまいりますと3名いらっしゃいます。

それから、第2段階の方が、「320円」から「370円」。この方が31名おられます。

それから、第3段階の方が、「320円」から「370円」。この方が16名おられます。

第4段階の方が、「320円」から「840円」。この方が8名おられます。

なお、本表の下の方に記載しておりますが、短期入所生活介護につきましては、居住費を滞在費と読替えるということで、内容としては同様のものがございます。

なお、利用者に対する説明等につきましては、7月初旬に、保険者でございます保健福祉課の方と連携を図りまして、改定の内容につきまして、家族会等の御協力も得ながら、説明会を開催し、円滑に進める予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 5 号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴い、同法に準じている部分について所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うものであります。

主な改正内容につきましては、費用負担割合の改正、介護報酬の改定に伴うもの、及び今回新たに生活保護世帯の一部事業で、食費を除く費用負担を無料とするものであり、その改正時期を 8 月 1 日とするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課上席主幹。

○保健福祉課上席主幹（吉田伸男君） 議案第 5 号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、説明資料により、御説明させていただきます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

はじめに、本則の条例第 5 条に、ただし書きを追加し、生活保護世帯で軽度生活支援事業、生きがい活動支援通所事業及び生活管理指導短期宿泊事業を利用する場合の利用者負担を、食費を除き無料とするものです。

続きまして、別表第 1 の軽度生活支援事業及び生きがい活動支援通所事業では、介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援者を本条例の対象者とするとともに、軽度生活支援事業では、日常生活に著しく支障がある者から日常生活に支障がある者へと対象者の範囲を拡大し、国の地域支援事業の改正に対応するよう改正しようとするものであります。

次に、別表第 2 では、介護保険法の改正により、今回、利用者負担に新たに 2 割負担が規定されたことから、利用者負担基準もこれに対応させるとともに、根拠規定も改正しようとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 5 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 6 号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成 27 年度から低所得者の保険料を軽減することに伴い、条例を改正するものです。

改正の主な内容につきましては、条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定しております、第 1 段階に係る保険料を算定する乗率を減じて、低所得者の保険料負担を軽減するものです。

なお、軽減に伴う保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れするもので、繰入額のうち国・道が 4 分の 3 を負担し、町は 4 分の 1 を負担することになっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課上席主幹。

○保健福祉課上席主幹（吉田伸男君） 議案第 6 号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号説明資料により、説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。

この度の条例改正は、保険料を設定する 9 段階のうち、第 1 段階について保険料を減額するものです。この段階は、生活保護被保護者及び世帯全員非課税かつ年金等収入 80 万円以下の被保険者の方が対象となります。金額は年額 27,000 円から 24,300 円に、2,700 円を減額しようとするものです。

次に、議案第 6 号説明資料の 1 ページを御覧いただきたいと思います。

介護保険特別会計は、保険料減額分の全額を一般会計から繰り出しを受けます。先ほど、町長の提案理由でもありましたように、その財源につきましては、国及び北海道から減額分の 4 分の 3 を歳入し、残る 4 分の 1 は町の一般財源で負担することになっております。

保険料の減額、国・道補助金の増額などについては、一般会計及び介護保険事業特別会計において、それぞれ補正予算を計上しております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、11 時 10 分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時11分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第7号「下川町町民栄誉賞条例に基づく表彰について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 下川町町民栄誉賞条例に基づく表彰について、提案理由を申し上げます。

本案は、スキージャンプ競技の伊藤有希選手^{いとうゆうき}が、本年2月にスウェーデン・ファールンで開催された2015ノルディックスキー世界選手権において、女子ノーマルヒルで銀メダル、混合団体で銅メダルを獲得するなど輝かしい成績を収められました。

世界のトップ選手として活躍されており、青少年をはじめ多くの町民に夢と希望と活力を与えたところであり、その功績が誠に顕著でありますので、6月8日に下川町表彰審査委員会を開催し、お諮りしましたところ、出席委員の満場一致で町民栄誉賞の承認を受けましたので、「下川町町民栄誉賞条例」第2条第2項の規定により、議会の御議決を賜り、町民栄誉賞を授与したくお願い申し上げます。

なお、御議決いただいた後、授与につきましては、7月24日に予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第13 議案第8号「下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、平成22年度から平成27年度までの計画として議決をいただき、事業を実施しているところであります。

平成27年度の事務事業を進めるに当たり、本計画に掲載のない事業を追加するため、過日、過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第8号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、説明をさせていただきます。

議案書になります。議案書の14ページから17ページでございます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、平成22年度から27年度の6年間の計画として議決をいただいております。

この度の変更につきましては、事業の追加による計画の変更でございまして、過疎対策事業債の利用が予定される事業につきましては、計画に登載するものでございます。

はじめに、議案書 15 ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、事業計画の文中への文言の追加でございしますが、2 行目、2 の産業の振興では、旧駅前周辺に関する取組を包括的に盛り込んだ文言を追加しております。

4 の生活環境の整備では、最終処分場について、名寄市、美深町、音威子府村と広域での施設整備を行うことを追加しております。

中ほどの 5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、高齢者の入湯料、入湯交通費助成、福祉バス運行等に関する文言を追加しております。

次の 10、その他地域の自立促進では、イメージキャラクター「しもりん」の PR 事業に関する文言を追加しております。

次に、16 ページ、真ん中より少し下からになりますが、変更後の事業計画として、今回追加した事業を表の右側…事業内容に掲載をしております。

旧駅前周辺整備事業、24 線歩道新設事業、下水処理施設中央監視装置整備事業、17 ページにまいりまして、ごみ処理施設整備事業、消防車等整備事業、高齢者入湯料・入湯交通費助成事業、福祉バス運行事業、安原公園整備事業、定住促進団地整備事業の外構工事、PR キャラクター事業の 10 事業でございします。

これらの計画の変更に当たりましては、北海道の定めます過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る事務処理要領に基づきまして、知事の事前協議が 6 月 9 日に整いましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第14 議案第9号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第9号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社に指定管理として管理運営を委託している五味温泉の送迎用マイクロバスの老朽化により、この度、新たに購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、5月21日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。その結果、これまでの業績と今回の購入物品の内容を勘案し、2者を指名のうえ指名競争入札を行ったものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第10号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6月19日執行の第4次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「特用林産物栽培研究施設等建設工事（その1）」につきましては、町内一の橋地区において、6月26日から11月30日までを工期として建設するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、6月4日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの業績と今回発注工事の内容等を勘案し、5者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 議案第 11 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 19 日執行の第 4 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「南 5 条通り線道路改良舗装工事」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の採択を受け、実施するものであります。

本工事の概要を申し上げますと、本路線は、総合グラウンドの北側に位置し、町道 24 線を起点に東側へ 330m の道路改良を行うものであり、車道幅員は 5.5m、歩道は両歩道で幅員 2m ずつとなります。なお、本路線の計画といたしましては、町道 25 線まで整備を計画しているところであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、6 月 4 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、6 者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

す。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 本案件につきましては、契約の相手先、株式会社 谷組は、法人税法でいう町長の同族会社であると認識しております。政治倫理、町民目線、町民の信頼確保、高潔性の確保の観点から質問させていただきます。

町政の運営の基本理念、最高規範…いわゆる町の憲法といえるかと思うんですが、「下川町自治基本条例」第 24 条、町長の政治倫理の規定がございます。町政の代表者である町長に対する町民の信頼を確保するため、町長の政治倫理に関する事項を定めるということになっております。町長の置かれている状況からして、今回の工事発注に当たり、町の工事等の請負契約など、これらの事項を町長自ら定め、入札が執り行われたどうか御質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 本工事におきましては、6 月 4 日、指名参加者指名選考委員会において 6 者の業者を指名いたしまして、発注したところでございます。

指名選考の過程におきましても、法的な問題等、担当課十分判断いたしまして、指名選考委員会にかけましたところ、法的には問題ないというかたちの中で通常どおり競争入札というかたちを行った結果でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 質問に対してちょっと視点が理解できないというところと…これ議員に関するものでもございますので、休憩を求めたいと思います。よろしくお取り計らい願います。

○議長（木下一己君） ただ今、春日議員から休憩動議が出されました。

意見を求めます。

6 番 蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君） 私は賛成いたします。

○議長（木下一己君） はい。分かりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 29 分

再 開 午前 1 1 時 5 0 分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） この政治倫理は議会議員にももちろん重要なことですが、町民の高い信頼感を得て町政を執行するために、憲法であります自治基本条例、17 条の 2 項に、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行うということが条例に明記されております。そこで町長に、是非、政治倫理に関わる条例を制定していただきたいと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） まず冒頭に、今回の議決案件について、私の考えを述べさせていただきます。

株式会社 谷組というのは、私がこの 3 月 31 日まで 38 年間に及んで籍を置いてまいりました。そしてこの 1 月、町長選挙に出馬するに当たって、その退職の時期を模索してまいりました。それが 3 月 31 日という吉日であります。

この株式会社 谷組は、昭和 16 年に私の祖父がこの下川町の地において創業し、そして 74 年間にわたって下川地域のいろんな活性化のために社会貢献をしてきた会社でございます。私自身もこの谷組に籍を置きながら、北海道やあるいはまた上川北部地域、そして当町において地域づくりを担ってまいりまして、大きな自負を抱きながら、実は今回、町長選挙に臨んだわけであります。

また、今回の 5,000 万円以上の請負工事の議決に関しましては、確かに血縁となる代表者が従事しておりますけれども、これにつきましては、私は法的には問題がないという観念をもっております。

そして、倫理観について問われましたけれども、いかに血縁であっても、恣意的、誘導的、あるいはまた、町長という立場を利用して影響力のあることを行使しようということは一切考えておりません。

ただし、自治基本条例という条例の中で、どの程度その倫理観というのをうたっているかというのは、これは一度検討してまいりたいと思います。これについては、ここの条文だけではなくて、自治基本条例全体をこれから見直していきたいという、これは私の公約の中にもございますので、そういう思いの中でこれから様々な検証、検討を行って、そしてより良い条例にしていきたいものだと、このように考えているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今、御答弁をいただいたところでございますけれども、政治倫理条例を制定するという理解をいたしました。それを再確認というのと、御案内のと

り政治倫理という問題については、法律は強制力をもって違反をしなければ不道德であっても罰せられないと。倫理については、人の道、そして法より大きいものであると、広いものであると、これが通説かと思います。是非、町民の信頼を得るために、やはり高い倫理観をもつ必要があると思います。主権者たる町民に信託を受けた責務であるというふう
に思っております。

再度、条例制定について、御確認をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 既に申し上げましたけれども、自治基本条例については、全体的見直しを図っていくと。それで今御指摘があったところも、その全体見直しの中にしっかりと入れながらですね、そして検証してまいりたいと、このように考えております。

○議長（木下一己君） よろしいでしょうか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 15 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1時12分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17 議案第 12 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度一般会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2 億 4,734 万円を追加し、総額を 49 億 9,734 万円とするほか、地方債の変更及び追加であります。

本年度の当初予算は、第 1 回定例会で御議決いただいたところではありますが、その主な内容は、義務的経費のほか、行政の継続性の確保に配慮し、継続事業を計上し、早急に対処すべき事業等を除き、新規事業は原則として見送る骨格予算として編成しているところです。したがって、今回の補正は、政策的予算を中心に、補助事業採択に係るもの、早急に対処すべきもの、町民の要望に基づき実施するもの、明年度以降の事業に支障を来すことのないよう措置するものなどを補正予算として提案するものです。

主な補正の概要を申し上げますと、総務費では、公共施設等総合管理計画策定委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料を計上しております。

社会福祉費では、臨時福祉給付金に係る経費を計上しております。

農林業費では、食育推進普及啓発に係る経費、秀品率向上確立事業補助金、飲雑用水施設ろ過砂取替等工事費、高性能林業機械等導入に対する補助金、生産流通体制強化施設整備に対する補助金、山村活性化支援交付金事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、事業承継に対する謝礼、中小企業振興事業補助金、ふるさと納税者の増による記念品等に係る経費、誘致企業貸付試験研究施設外構工事費、集落ネットワーク活性化事業に係る経費を計上しております。

土木費では、橋梁長寿命化補修実施設計委託料及び工事費、24 線歩道新設実施設計委託料及び工事費、安原公園整備工事に係る経費を計上しております。

教育費では、町民会館児童室衝撃音緩和工事費及び空調装置取付工事費、町民スポーツセンターボルダー壁設置工事に係る経費を計上しております。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、これらの財源として、国・道支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債等を充当しております。

次に、第 2 表の地方債の変更及び追加につきましては、南 5 条通り線道路改良舗装事業債、桜ヶ丘公園整備事業債、末広ファミリーパーク整備事業債、公立学校施設整備事業債を増額し、おが粉製造機械等整備事業債、秀品率向上対策事業債、誘致企業研究施設整備事業債、24 線歩道新設事業債、安原公園整備事業債を追加するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています、議案第12号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第18 議案第13号「平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第13号 平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳入におきまして、一般会計繰入金を減額計上するとともに、平成26年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 14 号「平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度簡易水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、基金繰入金を減額計上するとともに、平成 26 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 15 号「平成 27 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 案第 15 号 平成 27 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,809 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 5,292 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、平成 26 年度決算見込みに伴い、歳入におきましては、繰越金や国等の公費負担による「低所得者保険料軽減」の実施に伴う繰入金を増額計上するとともに、介護給付等に係る国、道、社会保険支払基金及び町の負担分などを整理しております。

歳出におきましては、総務費、諸支出金及び繰出金等をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,091 万円を追加し、総額を 3 億 4,445 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、平成 26 年度決算見込みに伴い、歳入におきましては、繰越金を増額し、歳出におきましては、基金積立金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 15 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 16 号「平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1,084 万円を追加し、総額を 6 億 1,384 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、額の確定による後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び財源調整のための基金積立金を増額計上し、介護納付金を減額計上しております。

歳入につきましては、額の確定に伴う前期高齢者交付金と平成 26 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 16 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 議案第 17 号「平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、平成 26 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 17 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 23 議案第 18 号「平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 18 号 平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出において、収入の他会計負担金 245 万円増額し、収入総額を 1,653 万円とし、支出におきましては、資産購入費を 490 万円増額し、支出総額を 2,138 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、入院患者数の増加に伴い、処置に必要な心電送信機等の購入、及び除細動器につきましては、購入後 17 年を経過しており、一部交換部品がないことから、今回更新するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 事務長。

○町立病院事務長（菘谷省吾君） 議案第 18 号 平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、事前に配付させていただきました、議案第 18 号説明資料の

「補正予算概要書」により説明させていただきます。

補正項目は、資本的収入及び支出に係る補正予算であります。

はじめに支出ですが、今回の補正予算の要因は、入院患者さんの増加、及び長年の治療による劣化に伴う更新、及び喫緊に不足する医療器機の補正をお願いするものであります。

はじめに、除細動器につきましては、平成10年に購入して17年が経過しておりますので、更新するものです。

心電送信機につきましては、心拍数や血液中の酸素濃度を測定し、その場で表示するとともに、詰所に設置してあります生体情報モニタにデータを送信するもので、不足に伴い追加購入するものであります。

医療画像システムにつきましては、一般詰所に増設し、入院患者さんやあけぼの園の入園者の方のレントゲン画像を診ながら診断するもので、追加購入するものです。

薬用保冷庫につきましては、これまで使用してきたものが故障し、修理もできないため、新たに更新するものです。

電動ベッドにつきましては、毎年計画的に更新をしておりますが、故障などにより2台更新するものです。

ストレッチャーにつきましては、現在のものでは幅が狭くて、救急の際に患者さんの腕を伸ばして点滴を行えないなどの支障があるため、救急対応用のストレッチャーとして新たに購入するものです。

次に、収入になりますが、補正要因といたしましては、医療器機等の購入に係ります一般会計からの負担金として、購入費490万円の2分の1の245万円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 24 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、「人権擁護委員法」第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります、筒渕^{つつぶちけいこ}恵子 氏は、平成 27 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き平成 27 年 10 月 1 日から 3 年間の任期中、人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

筒渕恵子 氏は、人権擁護委員として 3 期 9 年の経験を有するとともに、下川町民生委員児童委員を務めるなど、豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

ただ今から、13時40分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時39分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第25 同意第1号「下川町副町長の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第1号 下川町副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、「地方自治法」第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

本年6月30日をもって任期満了となります、^{たかはしひろあき}高橋裕明 副町長におかれましては、平成19年7月1日に副町長に選任され、2期8年間、精励恪勤、精進され、「環境モデル都市」、「環境未来都市」をはじめとした国の選定、認定、「第5期下川町総合計画の策定」、「行財政改革」、「健全財政堅持」、そして、その人柄から、職場の和の結集に優れた手腕を発揮されました。この度、任期満了に当たり、御勇退の意向であります。

つきましては、^{ただひろき}武田浩喜 氏を後任の副町長として選任いたしたいと存じます。

武田浩喜 氏は、昭和59年、下川町職員となり、建設、福祉、総務を経験された後、平成7年に北海道林務部に研修派遣され、平成8年「企画広報係長」、平成14年「農政係

長」、平成 17 年「総務課長補佐」、平成 19 年から 24 年まで「財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」へ派遣、平成 24 年「森林総合産業推進課上席主幹」、平成 25 年から「農務課長」として下川町の基幹産業である農業の振興について、その職を担っていただいております。

また、人柄につきましては、御承知のとおり清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れております。

下川町の地方創生、将来を見据えた地域づくりをより確実なものにしていくためには、同氏が副町長として最適任者でありますので、選任をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

何とぞ、議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今、提案されました、選任同意の案件について、武田さんの同意でございますけれども、議会を代表するというか…そういう意味も含めまして、私の方から賛成意見を述べさせていただきたいと思っております。

武田さんにつきましては、私も職員時代よく知っておりますし、道に派遣され、あるいはふるさと開発振興公社等での活躍も十分承知をしております、今これから下川町が迎える大変厳しい時代には、谷町長を支える副町長として、また職員との潤滑的な役割を果たす意味でも、非常に最適任というふうに感じております。言葉足りませんが、以上をもって賛成討論の弁に代えさせていただきます。

○議長（木下一己君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第26 同意第2号「下川町教育長の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 下川町教育長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、教育長の選任について、議会の同意を求めるものであります。

松野尾^{まつのお}道雄^{みちお}氏におかれましては、昭和61年3月に、あけぼの園生活指導員として下川町職員となり、平成6年に同生活指導係長を経験された後、平成10年に福祉課介護保険係長として介護保険制度開始当初の運営を担っていただきました。平成14年からは保健福祉課課長補佐として下川町の保健福祉業務の中心的な役割を担っていただき、平成16年からはあけぼの園園長として高齢者福祉の向上に優れた手腕を発揮されております。

また、人柄につきましては、御承知のとおり清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れております。

改正地方教育行政法の施行に伴い、教育施策の充実に努め、次代を担う児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた育成を図るとともに、町民の皆様が健やかで充実した生活を送り、生涯学習を推進していく必要があることから、同氏が教育長として最適任者でありますので、選任をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

何とぞ、議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 先ほどに引き続いてでございますけども、松野尾氏におかれましては、下川町の老人福祉サービスという面で必要な資格を有する職場で、これまで町民の絶大なる信頼を得て園長を務めておられました。今度は新しい地方教育行政の要として、新しく総合教育会議の主宰を町長とともにされると思いますが、地域の事情に詳しく、また住民の信望も厚い松野尾氏については、教育長としては最適任だというふうにも考えております。したがって、賛成にしたいというふうにも考えております。以上で終わります。

○議長(木下一己君) ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、同意第2号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第27 同意第3号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷 一之君) 同意第3号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。
本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{しぶやひでかつ}澁谷英克氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

澁谷氏は、平成 26 年 4 月 1 日から、固定資産評価審査委員会委員としてその職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 28 報告第 1 号「平成 26 年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成 27 年第 1 回定例会において、人口基礎調査事業ほか 11 件、3 億 7,420 万円について、繰越明許費の承認をいただいているところでありますが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、平成 27 年度に全額を繰越いたしましたので、「地方自治法施行令」第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 29 報告第 2 号「平成 26 年度下川町事故繰越し繰越し計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成 26 年度補正予算で計上いたしました、バイオガス発電施設整備補助事業につきまして、地下水の水位が高く、工事完了が遅れたことにより、年度内に事業を完了することが困難になったことから、事故繰越し繰越し計算書に記載のとおり、平成 27 年度に 4,133 万円を繰越しいたしましたので、「地方自治法施行令」第 150 条第 3 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 30 請願第 1 号「2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」を議題といたします。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今、議題となっております請願第 1 号について、私が紹介議員になっておりますので、請願内容の趣旨説明を申し上げ、議員各位の御賛同を得て、本請願が採択されますよう格別の御支援、御理解をお願い申し上げる次第でございます。

御承知のように、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹であります、機会均等、水準の確保、無償制を支えるために必要な制度でもございます。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上と大きく関連し、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠でございます。その目的を達成するために、最低限確保しなければならない職員の給与費について、これまでも国が一貫して保障しておりましたが、平成 18 年度に国庫負担率を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げし、さらには公立の小学校・中学校と養護学校の国庫負担制度を統合したところでもございます。

学校教育法における学校配置基準が 30 年振りに改正され、平成 23 年 4 月から小学校 1 年生の 35 人学級が実現。文科省は順次進めるとしておられましたけれども、東日本大震災の復興に関わって、小学校 2 年生の 36 人以上学級の解消として教職員の加配措置にとどまり、法改正には至っていないのが実情でございます。

日本の小中学校における 1 学級当たりの児童生徒数は、諸外国と比較しても極めて多いことから、教育の機会均等を保障し、きめ細やかな指導を行えるようにするため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元するとともに、30 人以下学級と教職員定数改善を早期に実現することが重要でございます。

以上、教育予算の確保・拡充、就学援助制度の充実を強く要望されますようお願い申し

上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております請願第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（木下一己君） 日程第31 請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今、議題となっております請願第2号について、紹介議員になっておりますので、請願内容の趣旨説明をいたしまして、議員各位の御賛同をいただき、本請願が採択されますよう格別の御支援、御理解をお願いいたします。

政府は去る6月10日、経済財政諮問会議を開き、本年度の経済財政運営と改革の基本指針、いわゆる骨太の方針の骨子案を示し、昨日その素案が示されたばかりでもございます。この素案に基づいて、今月末までに閣議決定するという方針であることが報道されておりました。

現在、政府では、平成28年度以降の新たな財政健全化計画の策定に向け審議が進められておられます。平成32年度のプライマリーバランスの黒字化は、大幅な経済成長を見込んだとしても達成困難な見通しとなっております。財政再建議論の焦点は、歳入の増加が見込めない中で、社会保障費、地方交付税が歳出削減の二大ターゲットとなっており、地方財政はますます厳しい状況になると認識する必要がございます。

地方自治体は、社会保障をはじめ、対人サービスの多くを担っており、増大するサービスを提供するためにも人員の確保が不可欠でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略で、雇用を通じた地域活性化の面においても、公共サービス人材の確保は有効な対策でもございます。

また、リーマンショックの経済対策として、平成21年度から地財計画の歳出に臨時、一時的な歳出特別枠を創設し財源を保障。さらには、平成27年度には、まち・ひと・しごと創生事業費が新設されましたが、本格的な財政再建を進めれば、これらの経費は容易に削減されかねません。むしろ、臨時、一時的な財源かつ実体的な根拠を伴わない歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費は、恒久財源化を図り、社会保障、環境対策、地域交通対策など、実態を伴った経常的経費に振替え、これに見合う一般財源を確保すべきだと考えます。

さらに、合併自治体に適用されてきた交付税算定の特例措置を段階的に減少する一方で、割高な行政経費に配慮した交付税算定を導入しましたが、合併を選択しなかった市町村財政の拡充も必要でございます。特に、小規模自治体の普通交付税算定に重要な役割を果たす段階補正係数による削減の完全復活が必要です。

また、人口減少に直面する自治体の財政支援を拡充するためにも、人口急減補正の拡充が求められているところでもございます。

以上、地方財政の充実・強化を強く要望されますようお願い申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています請願第2号は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（木下一己君） 日程第32 請願第3号「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今、議題となっております請願第3号について、請願の内容を御紹介いたしまして、議員各位の御賛同をいただき、本請願が採択されますように格別の御支援をお願い申し上げます。

御承知のとおり、最低賃金の引き上げは、非正規労働者の春闘です。最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は自らの賃金決定に直接関与できず、昨年4月の消費税増税により、さらに厳しい生活を余儀なくされております。

北海道最低賃金は、現在、748円でございますが、年収では130万円を僅かに超える程度の金額であり、到底生活できる水準とは言い難い現状にあります。今後も低所得者層の家計を直撃する物価上昇は、現在も続いております。最低賃金制度が果たすべき役割は、その重要性がさらに増しているというところでもございます。

北海道は、全国唯一、生活保護との乖離^{かいり}が残ってございましたけれども、昨年の最低賃金の改定により、その乖離がようやく解消できたところでもございます。

このため、平成22年6月の雇用戦略対話合意に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達できるよう、昨年度の北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げる必要がございます。生活保護との乖離解消後の大変重要な年でもございます。

したがって、平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、北海道労働局並びに

北海道地方最低賃金審議会においては、必要な措置を講じていただくように強く要望されますようお願い申し上げまして、議員各位の御賛同を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています請願第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、6月24日、午前10時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、6月24日、午前10時まで休会とすることに決定をいたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後2時4分 散会